

# テキスト修正箇所 p19

## 被覆(コーティング材)の耐性について(参考)

表内の項目 一番左「浸透度も外観も問題なし」と

真ん中「一日程度はOKも放置はNO。適宜張り替え(部分更新が必要) 浸透度又は外観に問題あり」を入れ替え

### 被覆(コーティング材)の耐性について(参考)

#### II. 床面及び周囲

有害物質の浸透: 浸漬法(塗り床材)      深さ方向: 電子顕微鏡  
 スポット法(塩ビシート)      表面劣化: 硬度  
 外観目視: 亀裂、膨潤、変形

一日程度はOKも、放置はNO。  
■ 浸透度も外観も問題なし ■ 適宜張り替え(部分更新が必要) ■ 浸透度又は外観に問題あり  
■ 浸透度又は外観に問題あり

	床面被覆材							上段: 電顕結果(浸透度)
	Epoxy 1 (通常)	Epoxy 2 (耐蝕)	PMMA (通常)	Urethane (硬質)	VE 1 (ビスフェ ノール)	VE 2 (ノボラック)	PVC Sheet (硬質)	
ジクロロ メタン	ケース1 ケースC 88⇒82	ケース1 ケースC 88⇒35 ~45	実験せず	ケース1 ケースC 70~75 ⇒40	実験せず	ケース2 ケースB 90⇒78	ケース3	ケース1   ケース2   ケース3 
トリクロロ エチレン	ケース1 ケースB 88⇒80	ケース1 ケースC 70~75 ⇒20	原型を留 めず変形 (予備実験 結果)	ケース1 ケースB 70~75 ⇒40	浸透が見 られた (予備実験 結果)	ケース2 ケースA 90⇒86	ケース3 ケースC	ケースA   ケースB   ケースC 
テトラクロロ エチレン	ケース1 ケースA 80~88 ⇒80~88	ケース1 ケースB 70~90	実験せず	ケース1 ケースB 70~75 ⇒50	実験せず	ケース1 ケースA 90⇒90	ケース3 ケースC	下段: 硬度

関東経済産業局 中小企業者のための地下水汚染未然防止対策セミナー 資料より

# テキスト修正箇所 p44

・表内の項目 No. 15

× 「シス-1,2-ジクロロエチレン」

→○ 「1,2-ジクロロエチレン (シス体、トランス体それぞれ)」

・表内の項目 No. 27, No. 28 を追加いたしました。

## 〈参考〉地下浸透基準

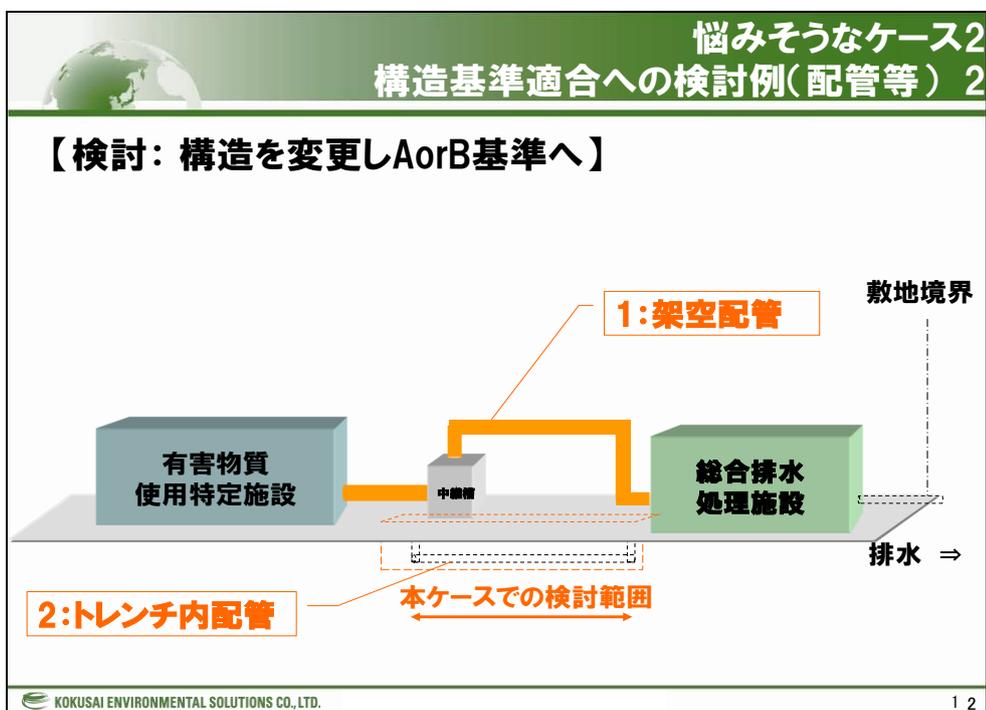
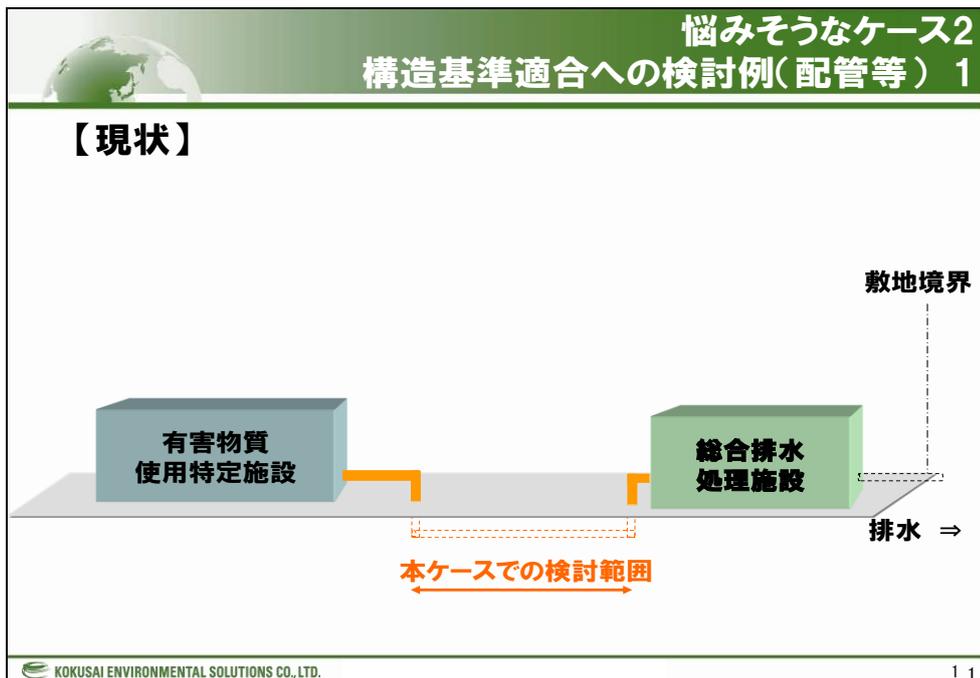
No.	物質名称	検出されるとする濃度
1	カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L以上
2	シアン化合物	0.1 mg/L以上
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る)	0.1 mg/L以上
4	鉛及びその化合物	0.005 mg/L以上
5	六価クロム化合物	0.04 mg/L以上
6	砒素及びその化合物	0.005 mg/L以上
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L以上
	アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L以上
8	ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L以上
9	トリクロロエチレン	0.002 mg/L以上
10	テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L以上
11	ジクロロメタン	0.002 mg/L以上
12	四塩化炭素	0.0002 mg/L以上
13	1, 2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L以上
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L以上
15	1, 2-ジクロロエチレン (シス体、トランス体それぞれ)	0.004 mg/L以上
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L以上
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L以上
18	1, 3-ジクロロプロパン	0.0002 mg/L以上
19	チウラム	0.0006 mg/L以上
20	シマジン	0.0003 mg/L以上
21	チオベンカルブ	0.002 mg/L以上
22	ベンゼン	0.001 mg/L以上
23	セレン及びその化合物	0.002 mg/L以上
24	ほう素及びその化合物	0.2 mg/L以上
25	ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L以上
26	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	下記に表記

アンモニアまたはアンモニウム化合物にあつては、1リットルにつきアンモニア性窒素0.7ミリグラム以上、  
 亜硝酸化合物にあつては、1リットルにつき亜硝酸性窒素0.2ミリグラム以上、  
 硝酸化合物にあつては、1リットルにつき硝酸性窒素0.2ミリグラム以上

27	塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L以上
28	1, 4-ジオキサン	0.005mg/L以上

# テキスト修正箇所 p44-46

## ×電気めっき施設→○有害物質使用特定施設



# テキスト修正箇所 p44-46

## ×電気めっき施設→○有害物質使用特定施設

